○健康福祉プラザ管理運営事業について

1. 健康福祉プラザ管理運営事業について

(1)健康福祉プラザ指定管理業務

指定管理者	堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・ フィットネス21事業団共同事業体
指定期間	平成22年10月1日~平成29年3月31日

(2) 重症心身障害者(児)支援センター指定管理業務

指定管理者	社会福祉法人 三篠会
指定期間	平成22年10月1日~平成34年3月31日

- 2. 平成25年度の利用状況について
- (1) 健康福祉プラザ指定管理業務
 - ① 市民交流センター 文化芸術教室参加者数 853名
 - ② 視覚・聴覚障害者センター(点字図書館・聴覚障害者情報提供施設) 図書利用登録者 303名(貸出件数23,982件) 字幕入DVD利用登録者数 247名(貸出件数335件) 相談件数 1,079件、視覚障害者訓練回数 422回 手話・要約筆記者派遣件数 3,286件
 - ③ 生活リハビリテーションセンター1日平均利用者数 15名(訓練回数 3,648回)
 - ④ スポーツセンター障害者スポーツ教室参加者数 2,197名堺市障害者スポーツ大会参加者数 317名
 - ⑤ 施設使用(プール・研修室等) 85,803名
- (2) 重症心身障害者(児)支援センター指定管理業務
 - ① 入所施設50名(うち、人工呼吸器装着等医療的重度者 25名)
 - ② 通所施設 1日平均利用者数 12.1名(訓練回数 3,080回)
 - ③ 短期入所 1日平均利用者数 5.1名(利用回数 1,559回)

3. 課題及び今後の対応について

- (1)健康福祉プラザ指定管理業務
 - ① 事業課題等への対応
 - 今後、ニーズが増大すると見込まれる手話通訳者・要約 筆記者の派遣に対応することが必要。
 - ⇒ <u>手話通訳者・要約筆記者養成講座を充実する。</u> 登録手話通訳者・要約筆記者派遣後のフォローや指導 を強化する。
 - ② 障害者差別解消法への対応
 - 広く市民の障害理解や、民間事業者の合理的配慮の取り 組みを促進することが必要。
 - ⇒ 健康福祉プラザの「障害者スポーツ」、「意思疎通支援」 の専門性やノウハウ等を活用し、出張講座や講演会等 を開催する。
 - ③ 利用者数の増加や利便性の向上への対応
 - 利用者数を増加させることが必要。
 - ⇒ <u>開所3年間の実績や利用者ニーズ等を踏まえて、既存</u> 事業の内容を見直し、充実を図る。
 - 利便性を向上することが必要。
 - ⇒ <u>主要駅から健康福祉プラザまでのアクセス整備を検討</u> するため、マイクロバスの試験運行(期間限定)や、 障害者へのアンケート調査等を実施する。
- (2) 重症心身障害者(児)支援センター指定管理業務
 - ① 重症心身障害者(児)の地域支援
 - 重症心身障害者(児)及びその家族が安心して地域生活を継続するための支援が必要。
 - ⇒ <u>引き続き、通所施設・短期入所等を活用し、地域生活</u> 支援を行う。
 - ② 重症心身障害者(児)支援ネットワークの構築
 - 地域の医療機関、障害福祉サービス事業所、教育機関、 団体等が効果的に連携・協力できるネットワークが必要。
 - ⇒ 引き続き、関係機関との連携・協力関係を強化する。